４月３０日までに失業認定日が設定されている受給者の皆様へ

郵送による失業認定について

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、期間を定めた限定的な特例措置を設け、当面の間（令和2年4月30日までの期間）失業認定（基本手当の支給手続き等）について以下のとおり取扱いすることになりましたのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが延長される場合もあります。）

☞ **認定日の取扱いについて**

基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した日にハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいていますが、４月１７日以降**当面の間（令和2年４月３０日までの間）において設定している認定日がある受給資格者については、原則安定所への出頭をせず、申告書等の郵送による失業認定を行うこととしますので、所定認定日の翌日から起算して7日以内に発送していただくようお願いします。**
（発送の際は、封筒に差出人の住所、郵便番号を明記してください。）

なお、**既に指定されている認定日に安定所に来所いただくことにより認定を受けることも可能です。**

詳しくは、管轄のハローワークの雇用保険相談窓口にお問い合わせください。

郵送する書類等

・失業認定申告書
（失業認定申告書の備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に出頭することが困難」と記入してください。）

・受給資格者証

失業認定の処理後はご本人あてに受給資格者証と次回の失業認定申告書を同封して返信しますので、郵便での発送の際は、封筒に「差出人（受給資格者氏名）、住所、郵便番号」を明記していただきますようお願いします。

※失業給付にかかる郵送の取扱は、失業認定等の手続きに限りますので、受給資格決定や金融機関指定・変更届などは、本取扱の対象とはなりません。管轄のハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。

島根労働局・ハローワーク

2020年4月17日